

『朝野群載』 卷二二 校訂と註釈 (五)

朝野群載研究会

凡例 (追加)

本文編

六註

・引用史料の略称について、以下の事例を追加する。

『類聚名義抄』 → 『名義抄』

(付記)

今年度の研究会参加者は、以下の通りである。

佐藤信

磐下徹、北村安裕、吉永匡史、澤晶裕、武井紀子、吉松大志、宮

川麻紀、大高広和、山本祥隆、西本哲也、柿沼亮介、林友里江

朝野群載研究会メールアドレス: choyagunsai@yahoo.co.jp

(山本 祥隆)

③8 国務条事

◇ 第十条

一、着館日、先令奉行任符事

着國之日、先有此事。其儀、或先新司以任符授目、目召史生令廳
覽、々畢長官以下登時奉行。

◇ 第十一条

一、受領印鑑事

擇定吉日、可領印鑑。但領印鑑之日、即令前司奉行任符、乃後領之。
又着館日儀、或前司差官人、分付印鑑。其儀、前司差次官以下目以
上一兩人、令齋印鑑、令參新司館。即官人就座之後、鑑取書生以御
鑑置新司前。

其詞云、御鑑進留。新司無答。或云、答云、与之。

◇第十二條

一、停止調備供給事

新任之吏、着國之日以後三箇日之間、必有調備供給。如此之間、非無所部之煩。若可停止者、未着國以前、通消息進止之。但隨國有例。若無指煩者、依例令行之。

◇第十三條

一、着館日、所々雜人等申見參事

此日所々雜色人等者、進見參、然後一々申之。所謂稅所、大帳所、朝集所、健兒所、國學所等也其儀、政所兄部率書生等列立庭中、一々申其職、其位、姓名。申訖、皆再拜之。訖長官命云、与之。是古說也。今不有此事云々。

◇第十四條

一、撰吉日着座事

到國之後、擇吉日良辰着座。此日、不登高、不臨深、不聞凶言、不語害事、不會衆人。着座之間、尤制諠譁。是尤三箇日之間、可成其慎也。着座之後、非有急速、宜用吉日。諺曰、入境問風云々。非有公損、勿改舊跡。

◇第十五條

一、令肅老者、申風俗事

外土之事、逐年彫殘、代々陵遲、每任易改。仍可令高年者申諸事。遍問故實、有善政、就彼不可改舊風。

◇第十六條

一、神拜後、擇吉日時、初行政事

右神寺及池溝堰堤・官舍修理等。

◇第十七條

一、尋常廳事例儀式事

長官着座之後、庶官着訖。但出入之時、各有例道。鑑取御鑑置案上、申云、御鑑進止申寸。長官無答。次又鑑取申開御鑑封由。其詞云、長官喚史生、々々動座稱唯。長官命云、令出印与。稱唯罷出。其後鑑取以印櫃、居印鑑盤之外。上下隨便。又有國例。即申開印封之由。乃封開久。長官命云、開介。鑑取出印、置印盤之上退去。其後隨判捺印。々々之時、以判書帖、置印盤之上、申捺印之由。其詞云、其書若干枚印佐須。長官命云捺印。云々。鑑取稱唯、一々捺之。尋常之儀、大略如此。納印之時、其儀亦同。

◇第十八條

一、擇吉日始行交替政事

神拜之後、擇吉日可始行之由牒送。前司隨則送分配目代於新司許行之。至于勸公文目代者、更不可論貴賤。用達其道之者可。

◇第十九條

一、交替程限事

外官任訖、給假裝束。近國廿日、中國卅日、遠國卅日。除裝束行程之外、百廿日為限。分為六分、四分付領之期、一分所執之程、一分為繕寫署印之限。分付・受領、過其定限、解却見任、并奪俸料云々。

◇第二十条

一、擇吉日可度雜公文由牒送前司事

所謂前々司任終年四度公文土代、交替廻日記、前司任中四度公文土

代、僧尼度緣戒牒、國印、倉印、文印、驛鈴、鈎匙、鐵尺、田圖、

戸籍、詔書、勅符、官符、省符、譜第圖、風俗記文、代々勘判、封

符、代々不与状、實録帳案、交替日記。稅帳、大帳、租帳、出挙帳、調帳、官符長案、地戸帳等合文、諸郡取納帳案等也。

自餘公帳、隨國例可。次巡檢諸郡糶穀類及雜官舍、五行器等。若

有不動穀者、依丈尺高勘之。其動用穀者、簸棄土石以実受領。次勘

官舍。神社、学校、孔子廟堂并祭器、國廳院、其郡庫院、驛館、厨家及諸郡院、別院、驛家、佛像、國分二寺堂塔、経論等。

◇第二一条

一、可造國內官物相折帳事

國司到任之日、勘定公文・官物之後、必先勘知官帳之物与國內物之

欠剩。若國內有剩、放還前司。

◇第二二条

一、可限内必与不事

限内相定与不、可言上之由、前格後符嚴誠分明云々。

◇第二三条

一、可句納七日事

八月上中旬少徵、下旬・九月上旬少增、中下旬・十月上中下旬多徵。

随句上下、々起請符。若有其勤之郡者、抽加恩賞之勞。至于不勤者、

可處譴責。但隨國有風土俗之例、可行無公私損之法。

註 釈 編

◇第十条

一、着館日、先令奉行任符事

着國之日、先有此事。其儀、或先新司以任符授目、目召史生令廳

覽、々畢長官以下登時奉行。

【校訂註】

(1) 任：脱「任」を補（東）

(2) 或：「式」（史・豊・大）

(3) 先：「光」「先歟」と傍書（底・葉、「光」（東）

(4) 新：「雜」「新」と傍書（葉）

(5) 目：「因」「国」と傍訂し、それを「目」と傍訂（伴）

【書き下し】

一、館に着する日、先づ任符を奉行せしむる事

国に着するの日、先づ此の事有り。其の儀、或は先づ新司任符を以

て目に授け、目史生を召し庁覽せしめ、覽じ畢りて長官以下登時奉

行す。

【註】

(1) 館 国司の館。本来は国司の居館であったが、徐々に國務執行の

場ともなつていった。第九条の註(1)参照。

(2) 任符を…むる事 任符は国司など外官の任官に際して出された太

政官符で、給与支給などの点で任符の到着が国司交替の基準とされた。赴任時の路次の国々での供給や本条のような着任の儀式で必要なため、新任の国司はこれを携えて任地まで赴いた(②文書の註(2)参照)。任符を奉行するとは、赴任先の国司が新司の持参した任符の文面を確認し、それを受け入れること、その官符に随うことをいい、任符の奥に赴任先の国司がそれぞれ署名を加え、次いで国印を捺すことがその具体的行為であると考えられる。郡司の任符ではあるが、永保三年(一〇八三)六月七日太政官符(平・一二〇〇)には大介と介の花押及び安芸国印が残っており、そうした「奉行」の実例とみなされる(市大樹「国司任符に関する基礎的考察」『古文書研究』四七、一九九八)。

(3) 其の儀、或は 底本以下の主要な写本は「式」ではなく「或」に作る。「儀式」という熟語にせずとも意味は通るであろう。第十条でも「儀」の下で「或」と「式」とに写本間で異なるが、同様の理由で「或」を採るべきと考える。

(4) 庁覧 ここでは国庁において長官以下が文書を覽じて確認することであろう。中央では、内印を捺印すべき文書を上卿が太政官庁において閲覽することが庁覧と呼ばれている(『江家次第』巻十八・庁覧内文)。**【内容と解釈】**参照。

(5) 長官以下 国務条事は第十一条のように任国における前司や任用国司の存在を前提に書かれており、ここでは新司に対する形で、前司を含めた任国の国司全員を指してこのように表現していると思われる。

(6) 登時すなはち すぐに。

【内容と解釈】

本条では、国司館への入館にあたってはまず携えてきた任符を在国の国司たちに奉行してもらうことを述べる。任符の奉行は新司として受け入れられる手続きの中でも重要なものであり、第十一条によれば印鑑の受領も前司が任符の奉行を終えた後に行われる。つまりここには、基本的には任符の奉行なくしては国司館へ入ることも印鑑を受領することも叶わないという論理が存在しているようである。

『時範記』二月十五日条をみると、惣社西飯屋での酒肴の後、東帯を着した上で惣社西舎において任符を税所に給い、「官人」がそれを奉行し請印を行っている。その後印鑑を受領した時範は「府」に着し、そこで饗饌の停止や神拝、勸農のことなどを指図し、そのままその日は眠りに就いている。時範はその後の記述(二月二十六日・三月三日・同二六日条)でも諸社に赴いた後などは「帰府」している一方で、政始の日(三月二日条)には「出庁」と表現している。したがって青木和夫氏のように『時範記』においては「府」は館にあたりと解釈するべきであろうから、時範は館近くの便所(惣社西舎)で任符の奉行と印鑑の受領を済ませた上で館に入っていることになる。右に述べたような任符奉行と着館との先後関係が確認できる。

『時範記』において任符の奉行が国庁で行われていないのは、国府政庁が十世紀以降廃絶してゆくことと関連しているとみられるが、『小右記』寛弘二年(一〇〇五)七月十日条では、大宰大式藤原高遠が水城に着して印鑑を受け取ったのち「府庁宿所」に着し、「先令奉行任符之後、着庁座」とみえる。高遠の任符は府庁かそれにごく近い場所で行われたことだろう(任符奉行の前に水城において印鑑を受け取っているのは、第八条にみえる「随土風」の一種とみられる)。

大宰府の事例を一般の国々と同列に扱うことはできないが、元々はやはりまず国庁において任符が在国の国司たちによって奉行されたのだろう。それによって新司は彼らから国司として正式に認められたのである。

そのような観点から改めて本条の「国に着する」という表現をみてみると、これが敢えて事書の「館に着する」と表現が違えてあるのは、「館」以外でまず任符の奉行を行ってから「館」に着すという流れの反映とみなせ、また「庁覧」というのもやはり国庁において前司たちが任符を覧じ、奉行・捺印してよいか確認することを指すと思われる。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）二月十五日条

于時戊剋、着束带着惣社西舍（騎馬）。先以官符令給稅所、官人先以奉行、次行請印。

【関連史料】

永保三年六月七日太政官符（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、平・

一一二〇〇）、『小右記』寛弘二年七月十日条

【参考文献】

市大樹「国司任符に関する基礎的考察」（『古文書研究』四七、一九九八）、青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）

（大高 広和）

◇ 第十一条

一、受領印鑑事

擇定吉日、可領印鑑⁽²⁾。但領印鑑之日、即令前司奉行任符、乃後領之。又着館日儀、或前司差官人、分付印鑑。其儀、前司差次官以下目以上一兩人、令齋印鑑⁽¹³⁾、令參新司館。即官人就座之後、鑑取書生以御鑑置新司前（其詞云、御鑑進留⁽¹⁷⁾。新司無答（或云、答云、与之⁽²¹⁾）。

【校訂註】

- (1) 印…「官」（紅・東・伴）
- (2) 印…「官」（紅・東・伴）
- (3) 鑑…「鑑」（紅）、「鑑」〔傍書〕（伴）
- (4) 但…「仕」（紅）、「仕」〔但〕と傍書（伴）
- (5) 印…「官」（紅・東・伴）
- (6) 鑑…「鑑」〔印〕と傍訂（伴）
- (7) 或…「式」（史・豊・伴・大）
- (8) 差…「着」（底・葉・史・豊・紅）、「著」〔差〕と傍訂（伴）
- (9) 付…「時」〔付〕と傍訂（東）
- (10) 印…「官」（紅・東）、「官」〔印〕と傍書（伴）
- (11) 差…「着」（底・史・豊）
- (12) 齋…「齋」（大）
- (13) 印…「官」（紅・東）、「官」〔印〕と傍訂（伴）
- (14) 書…「書」（紅）
- (15) 其詞云…「其詞之」（紅）、「某初之」〔其詞云〕と傍書（伴）
- (16) 鑑…「鑑」（東）

(17) 進：「近」(底)

(18) ↓補注

(19) 答：「益」(紅)、「益」〔答〕と傍書(伴)

(20) 云：「之」(紅)、「之」〔云〕と傍書(伴)

(21) 答云：「益之」(紅)、二字を塗り潰して抹消し「答云」と傍訂(東)、「益之」〔答云〕と傍書(伴)

補注

紅は、行の下端であるゆえか細字双行の最後の文字である「留」を脱している。その結果、基本的に紅を底本としたとみられる伴においても「留」を脱すことになり、細字双行中の「進」に対してさらに細字右寄せで「ル」を補ったとみられる。これは大において細字双行中の「ル」として引き継がれている。

【書き下し】

一、印鑑を受領する事

吉日を択び定め、印鑑を領すべし。但だ印鑑を領するの日、即ち前司をして任符を奉行せしめ、乃ち後に之を領す。又館に着する日の儀、或は前司官人を差し、印鑑を分付す。其の儀、前司次官以下目以上の一兩人を差し、印鑑を齎さしめ、新司の館に参らしむ。即ち官人座に就くの後、鑑取の書生御鑑を以て新司の前に置く(其の詞に云はく、御鑑進る、と)。新司答ふること無し(或は云はく、答へて云はく、よし、と)。

【註】

(1) 印鑑 「印鑰」とも書き、もともとは国印と正倉のカギを指し、

国司の権限・權威を象徴した(天津透「クラとカギ」『古代の天皇制』岩波書店、一九九九、初出一九九九)。本条及び国印の捺印作法を記した第十七条では「印鑑」と「御鑑」の語が登場するが、第十七条と中世以降の「印鑑」の語の捉えられ方から「御鑑」を国印の入った櫃を開けるためのカギとする考えがある(牛山佳幸「印鑰神事と印鑰社の成立」『小さき社』の列島史』平凡社、二〇〇〇、初出一九七八・八三)。ただし、第十七条からは必ずしもそのようには言えないのではないかと思われる。第十七条の【内容と解釈】参照。いずれにせよ、国司の権限・權威を象徴するものと見てよいだろう。

(2) 前司 第十条では「長官以下」が任符を奉行すると記されており、その「長官」が前司にあたる。第十条の註(5)参照。

(3) 館に着：分付す 底本以下主要な写本が「或」と作るため、「館に着する日の儀式：」とは読まなかった。第十条の註(3)参照。

(4) 官人 ここでは下文における「次官以下目以上の一人」にあたる。

(5) 鑑取の書生 鑑取については、国レベルの史料においては本条や第十七条及び『時範記』のみみえており、「御鑑」の進上・開封を行うほか、国印を直接取り扱い捺印を行うなど、印鑑を管理する存在と言える。一方、国書生は十世紀以降の国務に中心的な役割を果たした在庁官人や国雑色人に他ならないことが指摘されており(森公章「国書生に関する基礎的考察」『日本律令制論集』下、吉川弘文館、一九九三)、国において鑑取の役目を果たす書生を鑑取の書生と呼んだのであろう。

【内容と解釈】

まず印鑑を受け取るにあたっては吉日を選ぶが、印鑑を受領する前に前司に任符を奉行してもらうことが述べられる。『時範記』二月十五日条においても任符の奉行に続いて「鑑」と「印横」の受領が行われていることが確認できる。任符の奉行については第十条参照。

そして着館の日に前司が官人を遣わして印鑑を差し出す儀について述べる。「其儀」以下はその詳しい説明であり、次官以下目以上の任用国司が印鑑を持って新司の館に向かい、鑑取の書生が実際に新司に「御鑑」を進上することを述べている。以上の記述は詳細だが、かえってその普遍性には疑いもたれる。第八条からは「土風」の違いによっては境迎の際に印鑑の受領が行われることが窺えるし、『小右記』寛弘二年（一〇〇五）七月十日条には、大宰大式藤原高遠が六月十四日の巳の刻に水城に着して印鑑を受け取ったのち、午の刻に「府庁宿所」で任符奉行を行ったことが記されている。また『時範記』では、惣社西舎にて任符奉行と印鑑の授受を行った後に「府」（＝館）。この解釈については第十条の【内容と解釈】参照）に着している。こうした違いについては、本条が前司や任用国司の存在を前提に書かれていることも考慮する必要がある。

なお吉日を選ぶべきことについては、第二・七・九条と同様であり、天仁三年（一一一〇）の賀茂家榮下向任国雑事日時勘文（『群載』巻十五）には着館と同じ日時に印鑑を受領すべきことが記されており、本条と合致する。『時範記』などのように、任符の奉行、印鑑受領、着館と一日の内に進行していくことも多かったとみられる。

【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）二月十五日条

于時戊剋、着束帶着惣社西舎（騎馬）。先以官符令給税所、官人先以奉行、次行請印。次以鑑置下官傍、亦給封令付印横。次着府。鑑取在前如例。

【関連史料】

『群載』巻十五・賀茂家榮下向任国雑事日時勘文、『小右記』寛弘二年七月十日条

【参考文献】

牛山佳幸「印鑰神事と印鑰社の成立」〔『小さき社』の列島史〕平凡社、二〇〇〇、初出一九七八・八三、青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」〔『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、佐藤泰弘「倉印と受領の執印」〔『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九六）

（大高 広和）

◇第十二条

一、停止調備供給事

新任之吏、着國之日以後三箇日之間、必有調備供給。如此之間、非無所部之煩。若可停止者、未着國以前、通消息進止之。但隨國有例。若無指煩者、依例令行之。

【校訂註】

- (1) 如…「必」「如歟」と傍書（史・豊）
- (2) 未…脱（紅・伴・大）
- (3) 指…「損」（葉）

【書き下し】

一、供給を調備するを停止する事

新任の吏、国に到着するの日以後三箇日の間、必ず供給を調備すること有り。此くのごときの間、所部の煩無きに非ず。若し停止すべくは、未だ国に着せざる以前、消息を通はして之を進止す。但し国に随ひ例有り。若し指したる煩無くは、例に依り之を行はしむ。

【註】

- (1) 供給 他者に対して食物などを提供すること。『名義抄』では「タテマツリモノ」の訓が与えられており、特に下位者から上位者への提供を意味する場合が多かった。ここでは、任国に到着した新司を三日間に渡りもてなす「三日厨」を指す。

【内容と解釈】

本条は、任国に到着した新司を在地の官人たちが三日間に渡りもてなす、いわゆる「三日厨」について述べるものである。ただし事書は「停止調備供給事」とされ、在地の負担を軽減するため供給を停止することを前提としている。一方、さしたる煩いがなければ国例を尊重し供給を行うべきとの見解も提示されている。

「供給」の語は令文中にも見え、戸令34国郡司条では「凡国郡司、

須向所部檢校者、不得受百姓迎送、妨廢産業、及受供給、致令煩擾。」とあり、国郡司が供給を受け所部の煩いとなることを禁止している。一方、本条が禁じるのはあくまで所部を煩擾させること一般であり、供給を受けることそのものを禁止しているのではないともれるが、このような解釈は以下の律文によっても裏付けられる。職判律54監臨官強取猪鹿条には「凡監臨之官、強取猪鹿之類者、依強取監臨財物法。乞取者坐贓論。受供饋者勿論。」とあり、「供饋」（＝供給）を受けること自体は禁止されていなかった。本条の唐律対応条文は供給そのものを禁じていることから、これは日本固有の慣習に基づく独自の規定と判断される。

ここで早川庄八氏の研究を参照すると、「供給」という行為は国司のみでなく、中央から地方に下向した使者一般に対して広く行われていた事実が認められる。例えば大治二年（一一二七）筑前国山北封所当結解状（平・二一〇八）には、「実檢使」に対して三日分の食料を与えている様子が見られる。また、延久四年（二〇七二）讃岐国曼荼羅寺僧善範解（平・一〇七七）には、使者が一夜に三度の「供給」を要求したとあり、使者への食事の提供とその回数（＝三度）が慣習化していたことがうかがわれる。このように、何らかの使者として下向してきた上位者に対し、在地の者が手厚いもてなしを行う風習は、日本の古代社会に広く定着していたと考えられよう。

本条はこのような慣行を背景とするものであるが、一方で供給の停止を前提としていることは注目される。実際『時範記』によると、平時範は二月十五日に国府に到着したのち饗宴を受けているが、続く十六・十七日条には供給をとどめた旨が記され、三日のうち初日のみ供給を行い、後二日は停止していることが知られる。これは本条で語ら

れる供給停止の一形態であると考えられる。また十五日条には「残二
 日兼日下知停之」とあり、停止を事前に指示していることも本条の
 内容に合致する。古代社会の慣習として根付き、広汎に実施されてい
 た三日厨であるが、もてなす側の負担過重を背景とし、徐々に廃止ま
 たは縮小する傾向にあったものと思われる。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）二月十五日条

次着府、鎡取在前如例。入自西門於南応〔庭カ〕下馬昇入、簾中弁
 備饗饌如恒、残二日兼日下知停之。

○十六日条

今日留供給。

○十七日条

今日停供給。

【関連史料】

養老戸令34国郡司条、養老職制律54監臨官強取猪鹿条、延久四年讃
 岐国曼茶羅寺僧善範解（平・一〇七七）、大治二年筑前国山北封所当
 結解状（平・二一〇八）

【参考文献】

早川庄八「供給」をタテマツリモノとよむこと（『中世に生きる
 律令』平凡社、一九八六、初出一九八〇）、青木和夫『古代豪族（日
 本の歴史 五』（小学館、一九七四）、土田直鎮「国司の任国下向と
 総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、古川順大「養

老律における田獵容認の背景」（『日本歴史』七四七、二〇一〇）

（西本 哲也）

◇第十三条

一、着館日、所々雜人等申見參事

此日所々雜色人等者、進見參、然後一々申之（所謂稅所・大帳所・
 朝集所・健兒所・國掌所等也）。其儀、政所兄弟部率書生等列立庭中、
 一々申其職・其位・姓名。申訖、皆再拜之。訖長官命云、与之。是
 古説也。今不有此事（云々）。

【校訂註】

- (1) 等…「末」(伴)
- (2) 者…脱(史・豊)
- (3) 後…脱〔後〕を補(伴)
- (4) 所…脱〔所イ〕と補(史、脱(豊)
- (5) 健…「縫」〔健〕と傍訂(伴)
- (6) 兒…「兒」〔兒〕と傍書(伴)
- (7) 掌…「宰」(史・豊)
- (8) 兄…「元」(紅)、「元」〔兄〕と傍訂(伴)、「之」(大)
- (9) 率…「卒」(伴・大)
- (10) 書…欠(紅)、脱〔書〕を補(伴)
- (11) 訖…「誣」(底・葉・紅)、脱(東)、「諸」〔訖〕と傍書(伴)
- (12) 之…「之」〔々〕と傍訂(伴)、「々」(大)
- (13) 訖…「説」(底・葉・紅・東)、「説」〔訖〕と傍書(伴)
- (14) 命…「令」(東)

- (15) 与之…細字とす(紅・東・伴)
 (16) (云々)…脱(葉)

【書き下し】

一、館に着する日、所々の雑人等見参を申す事

此の日所々の雑色人等は、見参を進らせ、然る後に一々之を申す
 (所謂税所・大帳所・朝集所・健児所・国掌所等なり)。其の儀、政
 所の兄弟書生等を率ゐて庭中に列立し、一々其の職・其の位・姓名
 を申す。申し訖らば、皆再拜す。訖らば長官命じて云はく、よし、
 と。是古説なり。今此の事有らずと(云々)。

【註】

- (1) 所々の雑人 ここでの所は、在地において国務を分掌する機構のこと。所の種類は多岐に渡るが、それぞれの職掌などについては註(3)～(8)参照。十一世紀成立の『新猿楽記』にも、済所(＝税所)・健児所・政所といった本条と共通する所のほか、檢非違所・田所・出納所・調所・細工所・小舎人所・膳所など本条には見えない所の具体名が挙げられている。雑人は各種の所などにて国務に従事した下級職員で、事実書の雑色人に同じ。
- (2) 見参を申す 見参は節会や儀式に参加・伺候すること、およびその際の名簿。ここでは新司に対し雑人らが拝調し、各人の職・位・姓名などを申し上げる儀式を指す。その具体的作法は事実書に詳述される。【内容と解釈】参照。
- (3) 税所 正税や官物の収納などを掌る所で、済所とも書く。初見は長保四年(一〇〇二)伊賀国税所勘申案(平・四二〇・四二九)。

鎌倉時代に至るまで国衙行政において中心的な役割を果たしたことが指摘されており(吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七)、本条・『新猿楽記』ともに所々の最初にその名を挙げている。

- (4) 大帳所 詳細不明。名称から、国内の課口を把握・集計し中央に報告する大帳を作製・保管した所と推測される。令制下における四度公文の一つである大帳がいつ頃までその機能を保持していたかは必ずしも明確ではなく、したがって大帳所の成立時期や継続期間も明らかにしがたい。ただし、承徳二年(一〇九八)橘頼時田地売券(平・一三九三)に「大帳所判官代」とあることから、十一世紀末の時点で大帳所が存続していた国があったことが知られる。ただし、これ以降大帳所の存在を示す史料は見られない。
- (5) 朝集所 詳細不明。名称から朝集使および朝集帳に関わる所と考えられるが、具体的な職掌などは未詳。
- (6) 健児所 健児を統括する所。健児は、辺要地を除いて軍団兵士を停止したことに伴い、延暦十一年(七九二)に設置された(『三代格』卷十八・同年六月十四日官符)。一方、八世紀段階でも諸史料に「健児」の語が散見するが(近江国志何郡計帳(『大日古』一・三三三)など)、両者の系譜関係は明瞭でない。
- (7) 国掌所 詳細不明。名称から国掌が勤務する所と考えられる。泉谷康夫氏によれば、国掌は四度使雑掌の系譜を引くものではなく、むしろ令制に見える京官の左右官掌・省掌などと同系統の官職であり、在地土豪層を国務に取り込む過程で発生してきた雑任の一種とされる。国掌の初見は『三実』貞観十年(八六八)十月二八日条の「国掌秦貞雄」であり、また同貞観十一年十二月二二日条

には出羽国に国掌二員を置いた旨が記されることは、九世紀後半以降の国掌の設置過程の一端を物語る。このような傾向に伴い、所々の一種としての国掌所も成立し整備されていったのである。

(8) 政所 政務一般を執り行う所。八世紀半ばの時点で大宰府直轄の筑前国政所の存在が確認されるなど（天平宝字四年（七六〇）観世音寺早良奴婢例文〔『大日古』十四・二六八〕）、各種の所の中でも比較的古くに成立したものと恐れられ、その職務の普遍性と重要性がうかがわれる。本条にも、政所の兄部が書生らを引率し庭中に列立するとあり、いわば所々の代表的な地位にあったものと思われる。

(9) 兄部 このころ かしらとなる人の意。ここでは政所を統括する雑色人の称。本条によると、政所の兄部は庭中列立に際して書生以下の雑色人を引率する役を務めており、実質的には雑色人全体の統率者のような地位にあったと考えられる。天永元年（一一一〇）沙弥心覚処分状案（平・一七二九）には「大領外従五位下行兼政所兄部新家宿禰」とあり、大領クラスの在地有力者が兼務する場合があった事実も、このような推測を裏付けよう。

【内容と解釈】

本条は、新司の着館に際して所々の雑人たちが見参を申す儀式について述べるものである。儀式の次第については事実書に詳しいが、それによると、

- ① 政所の兄部が書生以下の雑色人を引率し国司館の庭中に列立する
- ② 各人が自身の職・位・姓名を申す
- ③ 全員で再拝する

④ 長官（＝新司）が「よし」と言う
というものであった。

ただし本条の最後には、この儀式は「古説」であり現在では行われていない、と述べられており、比較的早い段階で廃絶したらしい。『時範記』に本条に対応する記述が見えないことも、これを裏付ける一証左となろう。

その理由は詳らかでないが、一つには境迎の儀の存在が考えられる。境迎については第八条に記載されるが、それによるとこの時点で「官人・雑任等」が参会し、新司との対面を済ませる国もあるとされる。さらに第七条では、境迎に先立って「官人・雑任等」が新司を来訪する可能性が考慮されている。これらを念頭に置くと、新司の赴任の一連の行程の中で、在地の官人たちとの対面の場面が漸次早まっていったと想定することも、あるいは不可能ではなからう。そして、仮にそれが認められるならば、着館の時点で改めて名対面を行う必要が薄れ、そのため本条の見参を申す儀は徐々に省略され消失していったとの推測も、一定の蓋然性を帯びてくるのである。境迎の成立時期が明らかでないため憶測の域を出るものではないが、一つの可能性として提示しておきたい。

【関連史料】

『新猿楽記』

【参考文献】

泉谷康夫「国掌について」〔『律令制度崩壊過程の研究』高科書店、一九七二、初出一九六五〕、坂本太郎「古代における雑色人の意義に

ついで」〔坂本太郎著作集〕七、吉川弘文館、一九八九、初出一九五二）、土田直鎮「武蔵の国司」〔古代の武蔵を読む〕吉川弘文館、一九九四）、山口英男「十世紀の国郡行政機構」〔史学雑誌〕一〇〇、九、一九九二）

（西本 哲也）

◇第十四条

一、撰吉日着座事

到國之後、擇吉日良辰着座⁽²⁾。此日、不登高⁽³⁾、不臨深、不聞凶言、不語害事⁽⁴⁾、不會衆人。着座之間、尤制諠譁。是尤三箇日之間、可成其慎也⁽⁵⁾。着座之後、非有急速⁽⁶⁾、宜用吉日。諺曰⁽⁷⁾、入境問風云々。非有公損、勿改舊跡⁽⁹⁾。

【校訂註】

- (1) 吉…「古」(史)
- (2) 着座…脱(葉)
- (3) 登…「參」(紅・東)、「參」〔「登」と傍書〕(伴)
- (4) 害…「害」〔「客」「害」と傍書〕(伴)
- (5) 也…脱(葉)
- (6) 急…「兼」〔「急」と傍書〕(葉)、「兼」〔「急イ」と傍書〕(史)、「兼」(豊)
- (7) 曰…「四」(葉・紅)、「四」〔「曰」と傍書〕(伴)
- (8) 問…「問」〔「問」と傍書〕(伴)
- (9) 跡…「路」(伴)

【書き下し】

一、吉日を撰びて着座する事

國に到るの後、吉日良辰を択びて着座す。此の日、高きに登らず、深きに臨まず、凶言を聞かず、害事を語らず、衆人と会はず。着座の間、尤も諠譁を制す。是尤も三箇日の間、其の慎を成すべきなり。着座の後、急速有るに非ずは、宜しく吉日を用ふべし。諺に曰く、境に入らば風を問へと云々。公損有るに非ずは、旧跡を改むること勿れ。

【註】

- (1) 着座 任官した後、威儀を正して官庁の自分の座に着くこと。また、その儀式。【内容と解釈】参照。
- (2) 吉日良辰 「吉日時」に同じ。
- (3) 諠譁 やかましいこと。騒がしいこと。
- (4) 風 その国の慣習。第十五条の【内容と解釈】参照。
- (5) 公損 任国の損失。
- (6) 旧跡 その国でそれまで行ってきたやり方。

【内容と解釈】

本条では、着座に関して述べている。國に到着した後、吉日時を選んで着座し、この日は高いところに登ったり、深いところに行ったり、不吉な言葉を開いたり、良くないことを話したり、人々と会ったりしてはならないとする。そして着座の間、とりわけ騒ぎを起こしてはならないとし、特に三日間は慎まなければならないという。また、着座の後に急ぐことがあるのでなければ、吉日に行くべきであるとする。

諺に、「ある国に入ったならば、その国の慣習を聞きなさい」とあるように、任国の損失がない限りは、それまでのやり方を無闇に変えてはならないとしており、このことから、日の選定をはじめとする着座のやり方は任国の慣習に基づいて吉日に行うべきであるとしている。

なお、任国での雑事の吉日時を勘申した賀茂家榮下向任国雑事日時勘文(『群載』卷十五)には、着座についての記載は見えないが、これは本条のように着座の吉日時は任国に到着してから選定することになっていたのである。また『時範記』においては、二月十五日に惣社西舎や館で任符の奉行や印鑑の受領、供給などが行われるなど着館儀についての記載はあるが、直接「着座」という言葉は見えない。

【参考文献】

青木和夫『古代豪族(日本の歴史 五)』(小学館、一九七四)、土田直鎮「国司の任国下向と総社」(『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四)

(柿沼 亮介)

◇第十五条

一、令肅老者¹⁾、申風俗事¹⁾
外土之事²⁾、逐年彫殘³⁾、代々陵遲⁴⁾、每任易改⁵⁾。仍可令高年者申諸事⁶⁾。
遍問故実⁷⁾、有善政⁸⁾、就彼不可改舊風⁹⁾。

【校訂註】

- (1) 者…脱〔者(一本)を補〕(史)、脱(豊)
(2) 土…〔出〕(紅)、〔出〕〔土〕と傍書(伴)

- (3) 逐…〔遂〕(底・葉・史・豊・紅・東)、〔遂〕〔逐〕と傍書(伴)
(4) 年…脱(葉)
(5) 彫…〔彫〕〔凋〕と傍書(伴)、〔凋〕〔大〕
(6) 陵…〔綾〕(底・葉・紅・東)、〔綾〕〔凌〕と傍書(伴)、〔凌〕〔大〕
(7) 每…〔毋〕(紅)、〔毋〕〔每任〕と傍訂(伴)
(8) 任…脱(伴)
(9) 令…〔之〕(紅)、〔之〕〔令〕と傍書(伴)
(10) 問…〔問〕(葉)

【書を下し】

一、肅老の者をして、風俗を申さしむ事¹⁾
外土之事²⁾、年を逐ひ彫殘し³⁾、代々陵遲し⁴⁾、任ごとに易改す。仍て高年⁵⁾の者をして諸事を申さしむべし。遍く故実を問ひ、善政有らば、彼に就きて旧風を改むべからず。

【註】

- (1) 肅老の者 「肅」はここでは「みちびく」の意で、故事に通じた老人を意味している。事実書き中の「高年者」に同じ。
(2) 外土 都を離れた在地。第三二条には、「外土之人」とあり、在地の人を意味している。
(3) 彫殘 いたみ、損なわれること。
(4) 陵遲 盛んなものが次第に衰えること。底本などは「綾遲」であるが、「陵遲」の誤写であろう。

【内容と解釈】

本条では、故事に通じた老人から任国の慣習を聴取することについて述べている。在地のことは年ごとに損なわれ、代をおって衰えていき、国司が替わるたびに変化していくので、古老に様々なことを話させ、故実を問うてかつて善政があつたならば、その先例に従って、元のあり方を改めてはならないとする。

任国の慣習に従うべきであるとするのは、國務条事にしばしば見受けられる態度であり、第八条では境迎に関して「其儀式随土風而已」とし、第十二条では調備供給を停止することに関して「但随国有例」とし、また第十四条では日の選定をはじめとする着座のやり方に関して「非有公損勿改旧跡」としている。

また、『菅家文章』二二二・路遣白頭翁では、讃岐国に赴任した菅原道真が路上で「白頭翁」に出会い、翁からかつての国司たちの時代の善政や悪政を聴いている。このことは、古老から任国における理想とすべき政治のあり方について聴取することが、国司が行うべきこととして認識されていたことを表している。

『時範記』に、本条と直接対応する記事は見受けられないが、境迎が行われている二月十四日条において「以使者令而〔問カ〕故実於官人等」とし、また、十五日条において、智頭郡の駅家で食事をし、その残りを「依先例」として智頭郡司に与えているなど、『時範記』においても任国の慣習を尊重する姿勢が貫かれているといえる。

【関連史料】

『菅家文章』二二二・路遣白頭翁

【参考文献】

土田直鎮「国司の任国下向と総社」『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四、有富純也「百姓撫育と律令国家」『日本古代国家と支配理念』東京大学出版会、二〇〇九、初出二〇〇三

(柿沼 亮介)

◇第十六条

一、神拜後、擇吉日時⁽¹⁾、初行政事

右神寺及池溝堰堤・官舎修理等。

【校訂註】

- (1) 時…「特」(東)
- (2) 溝…「滯」「溝」と傍書(伴)
- (3) 堰…「埒」「埒」「堀」「堰」と傍書(伴)
- (4) 堤…「提」「堤」と傍書(伴)

【書を下し】

一、神拜の後、吉日時を択び、初めて政を行ふ事
右神寺及び池溝堰堤・官舎の修理等なり。

【註】

- (1) 神拜 国司が管内の主要な神社に参拝し幣帛・神宝を納めること。国司が国内統治を行う上でその土地の神々を祀ることは重要事項で、職員令70大国条には国司の職掌として祀社の事が挙げられている。本条は政を始める前に神拜せよとあるが、国司の任国赴任

の際神拝を重視することは様々な史料に現れるところであり、例えば『中右記』嘉承二年（一一〇七）七月二四日条は国司が任国へ下向していないことを「本任神拝以前也」と表現している。国司の遙任化につれ行われなくなったようで、目代に行わせた例等も見られるが、それでも『中右記』元永二年（一一一九）七月十四日条で因幡守藤原宗成が国司自身が任中一度も一宮に参らないのは恐れがあるとして下向しているように、神拝は国司の任国赴任を象徴する重要な責務との認識は続いていた。神拝が本来どのようなに行われていたのかを示す史料は乏しく、国務条事にも詳細は記されていないが、理念としては国内の主要な神社に国司が向いて参拝するのが本来の姿であろう。しかし平安後期以降、神拝の便宜のため国内の神々を一カ所に勧請した総社が国府近くに建てられるようになった。『時範記』では神拝に一日を割いているが、巡ったのは総社・宇倍社（一宮）を含めた国府近くの七社であり、遠い神社については時範は参らず幣帛・神宝（或いは加えて告文）を発遣している。

(2) 官舎 国郡の官衙の建物。

【内容と解釈】

国内の諸神に参拝した後の吉日時に政を始めること、初めて行う政の内容は国内諸施設の修理であることを述べる。「初めて政を行う」ことは政始と言われる、国務の執り始めである。ここで扱われるのは縁起のよい事柄に関わる書類で、新しいことを始める際に行う吉書儀礼の一つである。

国司が用水施設を修理することについては、管繕令16近大水条に国

郡司が堤防を修理すべきこと、雑令12取水溉田条に国郡司が渠堰を管理すべきことを規定している。これが国司の重要な責務とされていたことは、良吏として有名な道君首名の卒伝（『統紀』養老二年（七一八）四月乙亥条）に用水施設に関する業績が特記されていることから分かる。また、⑫加賀初任国司序宣・⑬但馬初度国司序宣にも勸農のため諸郡に下知し池溝を修理させよとの内容がある。両史料には国内の恒例神事を行うべきことも挙げられており、本条と関連が深い。神寺の修理については、『今昔』十九・三二に国司が任国で神拝のため国内処々を巡り、その途中失われてしまった社の話を聞き新たに社を造って祀ったという話が収められている。

『延暦交替式』延暦十九年（八〇〇）九月十六日官符で池溝堰堤のことは毎年朝集帳に記載して中央に報告することとなり、解由制の対象とされた。さらに『三代格』卷十二・弘仁四年（八一三）九月二三日官符では、国司交替の際官舎・正倉・器仗・池堰・国分寺・神社に破損があれば解由状を発行せず、新司が前司の公廩、それがない場合は前司の私物を用いて修理することとされた。この措置は『貞観交替式』天長二年（八二五）五月二七日官符で変更が加えられ中破以上を対象とすることとなったが、本条に挙げられている諸施設は原則として前司の責任で修理して新司に引き継ぐべきものであった。

修理費用については天長二年（八二五）十二月二日に設置された池溝料（『貞観交替式』天長三年（八二六）七月十五日官符）のよう用途別に確保されるようになり、延喜主税式上5出奉本稻条には各国の池溝料、堤防料、国分寺料、修理官舎料などの額が記されている。十世紀になると池溝料は料田を設定する形で確保されるようになるが、本条で述べられている修理というのは、引継の際の諸施設の状態を確

認し修理すべきものがあればこれらの料稲を用いて修理するための手
続きであろう。

『時範記』では二月二六日の神拝の後、三月二日に「始めて国務を
行」っており、饗宴のち本条にある諸施設の修理の文書に加え調
所・出納所からの財政関係文書、案主所・税所からの吉書を決裁・請
印している。二月十五日条にも「請印」の記述があるが、本条の内容
から考えれば神拝以前に政始を行うとは考えづらく、政始は三月二日
とみるべきである。二月十五日条に「今夜無宿申、政始之後可在」と
あり、實際宿申が三月二日に初めて行われていることも、この解釈を
裏付ける。

【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）二月二六日条
今日神拝也。先十烈〔列〕（以書生為乘尻、着冠褐衣摺袴）。渡南庭。
次出着幣殿、以館侍十人為使、相分發遣遠社幣帛・神宝（或有告
文）。次以社司令誦告文。次奉幣、返祝了賜社司祿。次参字倍宮、
先着幣殿洗手、次進立中門外、在序官人以下相從烈〔列〕立（西上
南面）。社司在門中、次伝奉幣帛・神（財等、次帛・神宝、亦転奉幣
西上北面）。次復幣殿執白妙幣、社司称再拜。次捧幣兩段再拜、次
授社司。次社司久経誦告文。次返祝、次廻馬十烈〔列〕等。次賜社
司祿。次着幣殿東舍儲饗饌、事了退出、便参坂本社奉幣。次乘尻馳
御馬。次至于法美川乘船参三嶋社、奉幣之儀如初。次又乘船参賀呂
社、奉幣之儀如初。于時申斜也。次又乘船渡川白（自力）浜路参服
社。奉幣了次参美歎社。于時秉燭、奉幣了退出（衣冠）。亥剋帰府。

○三月二日条

午剋出庁始行国務。其儀予居饗饌、三献之後羞汁物下箸。次令成諸
郡神社修理符并池溝修理符令捺印了。次調所并出納所申上済物解文、
見了之後令成返抄請印。案主所・税所成上吉書之後請印、了入内印
筥隨身。諸郡司等出一把半利田請文。今夕始宿申。

【関連史料】

營繕令16近大水条、雜令12取水溉田条、^⑫・^⑬文書、『今昔』十九
・三二、『延暦交替式』延暦十九年九月十六日官符、『三代格』卷十
二・弘仁四年九月二三日官符、『貞観交替式』天長二年五月二七日官
符、同天長三年七月十五日官符、延喜主税式上5出举本稻条

【参考文献】

亀田隆之「修理池溝料の考察」『国司と治水・灌漑』（『日本古代治
水史の研究』吉川弘文館、二〇〇五、初出一九八八・二〇〇五）、土
田直鎮「国司の神拝」（『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九
二）、同「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、
一九九四）、水谷類「国司神拝の歴史的意義」（『日本歴史』四二七、
一九八三）

（林 友里江）

◇第十七条

一、尋常廳事例儀式事

長官着座之後、庶官着訖。⁽¹⁾但出入之時、各有例道。⁽²⁾鑑取御鑑置案上、
申云、御鑑進⁽⁴⁾（止）⁽⁵⁾申⁽⁶⁾（寸）。長官無答。次又鑑取申開御鑑封由
（其詞云、御鑑封開⁽⁹⁾）。長官喚史生、々々動座稱唯。⁽¹⁰⁾長官命云、令出

印〔与〕。稱唯罷出。其後鑑取以印橫、居印鑑盤之外〔上下隨便。又有國例〕。即申開印封之由〔其詞云、印乃封開久〕。長官命云、開〔介〕。鑑取出印、置印盤之上退去。其後隨判捺印。々々之時、以判書帖、置印盤之上、申捺印之由〔其詞云、其書若干枚印佐須〕。長官命云捺印〔云、佐世〕。鑑取稱唯、一々捺之。尋常之儀、大略如此。納印之時、其儀亦同。

【校訂註】

- (1) 庶…「廉」〔庶〕と傍書 (伴)
- (2) 訖…「說」〔底・葉〕、「說」〔訖〕と傍書 (伴)
- (3) 取…「敢」〔東〕
- (4) 進…「近」〔底・豊〕、「近」〔進イ〕と傍書 (史)
- (5) 〔止〕…細字とせず〔紅〕、「上」〔伴・大〕
- (6) 〔寸〕…細字とせず〔右寄せを指示〕 (伴)
- (7) 開…「間」〔開〕と傍書 (伴)
- (8) 封…「封」〔對歟〕と傍書〔紅〕、「對」〔東〕、「封」〔封〕と傍書 (伴)
- (9) 封…「對」〔紅・東〕
- (10) 開…下に「久」あり (伴)
- (11) 稱…「採」〔紅〕、「抹」〔稱〕と傍書 (伴)
- (12) 印…「官」〔紅・東・伴〕
- (13) 稱…「構」〔紅〕、「構」〔稱〕と傍訂 (伴)
- (14) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (15) 印…「官」〔紅・東・伴〕
- (16) 國…「同」〔底・葉・豊〕、「同」〔國〕〔一本〕と傍書 (史)

- (17) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (18) 封…「村」〔紅〕、「對」〔東〕、「村」〔封〕と傍書 (伴)
- (19) 之由…「々田」〔紅〕、「々田」〔之由〕と傍書 (伴)
- (20) 印…「官」〔紅・東・伴〕
- (21) 封…「對」〔紅・東〕
- (22) 〔介〕…「々」〔介〕と傍訂 (伴)
- (23) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔卯〕と傍訂 (伴)
- (24) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (25) 捺…「捺」〔紅・東〕、「捺」〔捺〕と傍書 (伴)
- (26) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔卯〕と傍訂 (伴)
- (27) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (28) 捺…「捺」〔捺〕と傍書 (伴)
- (29) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (30) 其…「某」〔大〕
- (31) 枚…「牧」〔東〕
- (32) 印…「仰」〔底・葉・史・豊〕、「紅・東」〔仰〕〔印〕と傍訂 (伴)
- (33) 捺…「捺」〔紅・東〕、「捺」〔捺〕と傍書 (伴)
- (34) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (35) ↓補注
- (36) 稱…「構」〔紅〕、「稱」〔稱〕と傍書 (伴)
- (37) 捺…「捺」〔紅・東〕、「捺」〔捺〕と傍書 (伴)
- (38) 納…「訥」〔納イ〕と傍書 (史)、「訥」〔豊〕
- (39) 印…「官」〔紅・東〕、「官」〔印〕と傍書 (伴)
- (40) 亦…「久」〔亦〕と傍書 (伴)

補注

底・葉・史・豊が「云佐世」とするため本文はそれに従った。ただし底・葉は「云」の上に一文字分の空白がある。そのためか「云」の上に紅は「余」、東は「爰」、伴は「余」「爰」と傍訂、大は「其詞」があり、或いは祖本にも何らかの文字が存した可能性がある。

【書き下し】

一、尋常庁事の例の儀式の事

長官着座の後、庶官着し訖る。但し出入の時、各例道有り。鑑取御鑑を案上に置き、申して云はく、御鑑進らむと申す、と。長官答ふること無し。次で又鑑取御鑑の封を開くの由を申す（其の詞に云はく、御鑑の封開く、と）。長官史生を喚び、史生動座称唯す。長官命じて云はく、印出ださしめよ、と。称唯し罷り出づ。其の後鑑取印櫃を以て、印鑑盤の外に居う（上下便に随ふ。又国例有り）。即ち印の封を開くの由を申す（其の詞に云はく、印の封開く、と）。長官命じて云はく、開け、と。鑑取印を出だし、印盤の上に置き退去す。其の後判に随ひ印を捺す。印を捺すの時、判書の帖を以て印盤の上に置き、印を捺すの由を申す（其の詞に云はく、其の書若干枚印さす、と）。長官命じて云はく、印捺せ、と（云はく、させ、と）。鑑取称唯し、一々之を捺す。尋常の儀、大略此のごとし。印を納むるの時、其の儀亦同じ。

【註】

(1) 庁事 役所の建物、またそこで行われる政務のこと。ここでは後者の意味。

(2) 着座 新任儀礼としての着座については第十四条参照。本条は着任時に限らず一般的な庁事を述べていると考えられる（【内容と解釈】参照）から、単純に座に着くことを示す。

(3) 鑑取 第十一条にある「鑑取の書生」と同じ。

(4) 御鑑 国印の納められた櫃の鑑とする説もあるが、正倉のカギとも考えられる。【内容と解釈】参照。

(5) 動座 官人の敬礼の一つ。座に居りながら跪き貴人の方角へ体を向ける敬礼で、座を下りる敬礼である「下座」より軽いものと考えられている（井上亘「下座と動座」『日本古代朝政の研究』吉川弘文館、一九九八、初出一九九四）。

(6) 称唯 いししょう。貴人の呼びかけに対し「おお」あるいは「おし」と答えること。

(7) 印櫃 国印の納められた櫃。

(8) 印鑑盤：例有り 「印鑑盤」は他史料には見えず未詳。本条と酷似した手続きをとる外印請印（『西宮記』巻七外記政）では、印櫃を印机の上に置く。これを参照すれば、恐らく案の上に印盤（註(9)参照）が置かれており、印盤以外の場所に印櫃を置くこと、その場所については便に随い、国例も存在するというを示すのではないだろうか。

(9) 印盤 捺印のための台。『台記』久寿二年（一一五五）四月二七日条には、「印盤（白木）、板（長二尺四寸六分、此外足外厚五分二寸五分）、短、壹尺七分、足（左右端打付板彫其下為足）、高、二寸九分、長一尺二分、厚六分」とある。国印の例ではないが、類似した道具であったと思われる。

(10) 判書 裁決が済み発行者の署名がなされた、捺印すべき文書。

【内容と解釈】

本条は国印請印の次第を中心に、「尋常庁事」の次第を述べる。その儀は次のように整理できる。

- ①御鑑の進上。鑑取が御鑑を案上に置き、長官に対し「御鑑進らむと申す」と申す。また、「御鑑の封開く」と申す。
- ②印の取り出し。長官が史生に「印を出さしめよ」と命ずる。鑑取が印櫃を印鑑盤の外に置き、「印の封開く」と申す。長官の指示をうけ鑑取が印を出す。
- ③捺印。鑑取が「其の書若干枚印さす」と申し、長官の指示をうけ捺印する。
- ④印の収納。取り出しと同様の手順で収納する。

請印は長官のもと行われるが、長官は指示を出すのみで実際の作業は主に鑑取の書生が行う。本条の次第ではまず鑑取が御鑑を進上し封を開く。御鑑は第十一条にも見え、進上する際の鑑取の言葉も共通している。本条から、封をされた状態で保管されていたことが分かるが、開封した御鑑をどのように使用するのかということについては本条をはじめ他史料にも見えない。また、②以降の作業が一々長官の指示をうけながら進んでいくのに対し①の作業は長官の答えや指示がなく、本条全体の流れの中で異質な部分ともとれる。

御鑑の解釈については、牛山佳幸氏は印櫃のカギとされ（『印鑰神事と印鑰社の成立』『小さき社』の列島史）平凡社、二〇〇〇、初出一九七八・八三）、このように考えると本条全体を国印請印の次第として捉えることができる。しかし、本条が成立した頃の国印の櫃に錠のカギがかかっていたということを示す確実な史料はない。通常

「封」は紙で封をしたものと考えられ、本条の「印の封」や『時範記』二月十五日条で時範が印櫃に付けさせているのも「封」である。

印櫃に封がなされていたことについては、伊勢大神宮司（『神宮雜例集』巻二・宮司政印事）や右近衛府（『水左記』康平八年（一〇六五）正月七日条）の例が確認でき、一般的に印櫃に錠のカギはなかったと見るべきではないだろうか。むしろ、本条は「尋常庁事の例の儀式の事」であり国印請印のみを対象としていないから、「御鑑」を正倉のカギとし①をその進上が形式化したもの、②以降を国印請印の次第と解釈してもよいだろう。官政・外記政等の太政官における政務においても弁と弁侍の間で大蔵の鑑の授受を表す直申という儀式が行われることを考えれば、正倉のカギの進上が「尋常庁事」に含まれていても不自然ではない。

②以降はすべて長官の指示を受けて行われる。指示を受けた史生は罷り出て印櫃を持つてくると考えられ、国印は長官個人ではなく国衙で保管されていたことが伺える。『令集解』公式令43諸国給鈴条朱説に「凡印等主夕還館時、封收置官庫耳。不可持還館。」とあるように、国印は本来国司個人ではなく官庫に帰属するものであった。『神宮雜例集』巻二・宮司政印事には伊勢大神宮司の印は「離宮庁調御庫」に収められ請印の度に取り出される原則であったことが見え、伊勢大神宮司の例ではあるが朱説の言う保管方法を裏付けている（佐藤泰弘「倉印と受領の執印」『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九六）。

『時範記』には国印請印の詳細は記されず、請印の後時範は「内」に入り、その際印筥を隨身したとある。印櫃（筥）の具体的な保管方法を第十一条や本条から知ることはできないが、少なくとも両条では

国司は印櫃には触れておらず、『時範記』での印櫃の扱いは両条と異なっているようである。

内容については以上のようなようであるが、本条全体を理解する上で問題となるのが、本条は何の次第を述べているのかということである。『尋常庁事』は国府における日常的な政務と考えられるが、『時範記』三月二日条のように政始として行われることもあり、その際の捺印すべき文書は第十六条の「神寺及び池溝堰堤・官舎の修理等」に関する吉書であった。本条は一般性を強調して記述されているが、『時範記』では政始としてのみ長官のもとでの国印請印が行われており、長官が任国で国務を執ることがなくなるにつれ形式的な政始として行われるようになったと考えられる。国務条事の前半は国司の赴任について順を追って述べており、政始と交替政の間に位置する本条は、日常的な政務の次第を述べているものの、政始として行われることを念頭に置いて国務条事の中に位置づけられていると理解できるのではないだろうか。

【時範記との対応】

○承德三年（一〇九九）三月二日条

午剋出庁始行国務。其儀予居饗饌、三献之後羞汁物下箸。次令成諸郡神社修理符并池溝修理符捺印了。次調所并出納所申上濟物解文、見了之後令成返抄請印。案主所・税所成上吉書之後請印、了入内印宮隨身。諸郡司等出一把半利田請文。今夕始宿申。

【関連史料】

第十一条、『令集解』公式令43諸国給鈴条、『神宮雜例集』卷二・宮

司政印事、『水左記』康平八年正月七日条

【参考文献】

青木和夫『古代豪族（日本の歴史 五）』（小学館、一九七四）、牛山佳幸「印鑰神事と印鑰社の成立」（『小さき社』の列島史）平凡社、二〇〇〇、初出一九七八・八三）、佐藤泰弘「倉印と受領の執印」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九六）、告井幸男「直申考」（『撰関期貴族社会の研究』塙書房、二〇〇五、初出二〇〇四）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を説む』吉川弘文館、一九九四）

（林 友里江）

◇第十八条

一、擇吉日始行交替政事⁽¹⁾

神拜之後、擇吉日可始行之由牒送。前司随則送分配目代於新司許行之。至于勘公文目代者、更不可論貴賤。用達其道之者可⁽²⁾。

【校訂註】

- (1) 政…「改」「政」と傍書（伴）
- (2) 公…「云」「公」と傍書（伴）
- (3) 達…「違」「達」と傍書（伴）

【書き下し】

一、吉日を択びて交替政を始め行ふ事⁽¹⁾

神拜の後、吉日を択びて始め行ふべきの由牒し送る。前司随ひて則⁽²⁾

ち分配目代を新司の許に送り之を行ふ。公文を勘ずる目代に至りては、更に貴賤を論ずべからず。其の道に達するの者を用ふるは可なり。

【註】

(1) 交替政 官人一般の交替に際して前任者・新任者の間で行われる引継ぎ作業を言うが、国司、とりわけ受領の交替業務を指す場合が多い。受領の交替において、前司から見た引渡しを「分付」、新司から見た引受けを「受領」と称し、後者はいわゆる受領の語源ともなっている。

(2) 神拝 国司が任国の主要な神社に参拝し、幣帛・神宝を納めること。第十六条の註(1)参照。

(3) 始め行：し送る 新司から前司に、交替政を開始する旨を傳達するということ。ここでの「牒」は必ずしも公式様文書の牒に限定されず、広く書状一般を指すものと思われる。『群載』卷二二には、やや場面を異にするものではあるが、新司から前司への書状として⑰文書が、反対に前司から新司への書状として⑱文書が、それぞれ収録されている。

(4) 分配目代 税所・田所などの所々に派遣され、事務を取り仕切る目代。「所の目代」「一所目代」などとも呼ばれ、公文目代の統括下に置かれた。

(5) 公文を勘ずる目代 国庁において国務の一切を取り仕切り、分配目代を統括する目代。「公文目代」「庁目代」などとも称され、後に受領の任国不向が常態化すると「留守所目代」となっていた。『群載』卷二二には⑮・⑯文書として、目代の任命を在庁官人等

に伝える庁宣の書様および実例文書が収載されている。国司の目代は出自などに拘泥せず、事務能力に長けている者が求められた。

【内容と解釈】参照。

【内容と解釈】

本条は、神拝ののち吉日を選んで交替政を開始することを述べるものであり、第二二条までつづく交替政関連条文の冒頭に位置する総則的な条文である。交替政の具体的な内容は、次条以下に詳述される。

本条には交替政も吉日を選んで行うとあるが、『群載』卷十五・賀茂家栄下向任国雜事日時勘文には「初行国務日時（以此日時、初行交替雜務）」とあり、交替政のための吉日を別個に勘申するのではなく、政始の日に合わせて開始する場合もあったようである。

交替政は前司・新司の間で行われるものであるが、本条にあるとおり、実際には両者が目代を遣わし、彼らの間で事務作業が執り行われたものと思われる。とりわけ新司は、官物の欠負・未納や官舎の破損など、何らかの不備があればこの段階で前司にその由を質しておく必要があり、それを怠ると自身の任終に際して自らが責任を追及されることになる。そのため本条に特記されるように、受領の代官たる公文目代（＝「勘公文目代」）には、何よりも実務面における有能性が求められた。

国司の目代に、出自などに関わらず実質的な事務能力が求められたことを物語る事例は多い。国務条事においても、本条のほか第三八条に「可以公文優長人為目代事」という条文が立てられており、優秀な目代を確保することの重要性が説かれている。また『今昔』二八・二七には、伊豆守になった小野五友（五倫）が目代の任に堪える人材を

広く探し求め、筆軽く算術に長けた六十ばかりの男を駿河国より呼び寄せ、男の前身が傀儡子であったことが判明したのちも、その能力を惜しみ目代として仕えさせたとある。『新猿楽記』に描かれる、理想的な受領郎等として目代などを務める「四郎君」の事例も著名である。さらに、外記・史が五位になって退任し受領巡任を待つ間、自ら目代となりその能力を発揮する場合も多かったとの指摘もある（五味文彦「花押に見る院政期諸階層」『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四）。

なお、『時範記』には交替政に関する記述が残されていないが、二月八日条には平時範は前年のうちに罷申・門出まで済ませていたが進発の日に「俄以延引」したことが記されており、この間に京において交替政を行ったものと考えられる。本条や第二一条に明らかなどおり、交替政は任国において帳簿のみならず現物を確認しながら行うのが原則であり、『群載』巻二六・陸奥守藤原朝元為勤交替前司文によると、十一世紀前半の時点でも、交替政を行うため新司が自身の赴任に先立ち帰京してしまった前司の再下向を求めている。一方、本文書は前司が新司の赴任を待たず帰京してしまう事態が半ば恒常化していたことを物語るとも捉えられ（⑰文書の註³も参照）、現実には古くから交替政を京で行うこともあり得たものと思われる。

【関連史料】

⑮～⑱文書、『公昔』二八・二七、『新猿楽記』、『群載』巻十五・賀茂家采下向任国雜事日時勘文、同巻二六・陸奥守藤原朝元為勤交替前司文

【参考文献】

阿部猛「国司の交替」『平安貴族社会』同成社、二〇〇九、初出一九七六、泉谷康夫「平安時代における国衙機構の変化」『日本中世社会成立史の研究』高科書店、一九九二、初出一九七七、久保田和彦「国司の私的権力機構の成立と構造」『学習院史学』十七、一九八一、五味文彦「花押に見る院政期諸階層」『院政期社会の研究』山川出版社、一九八四、福井俊彦「交替式の研究」〔吉川弘文館、一九七八〕

（山本 祥隆）

◇第十九条

一、交替程限事

外官任訖、給假装束¹。近國廿日、中國卅日、遠國卅日⁴。除装束行程之外、百廿日為限。分為六分、四分付領之期、一分所執之程、一分為繕寫署印之限。分付・受領、過其定限、解却見任、并奪俸料¹⁰。〔云々〕。

【校訂註】

- (1) 訖…「誤」〔底〕、「説」〔葉・史・豊・紅・東〕、「説」〔訖〕と傍書〔伴〕
- (2) 假…「暇」〔底〕
- (3) 装…「葬」〔史・豊〕
- (4) 卅…「卅」〔卅〕と傍書〔伴〕
- (5) 分…「卜」〔東〕

- (6) 之…「也」(史・豊)
 (7) 期…「朝」「期」と傍書(伴)
 (8) 執…「執」「執」と傍書(伴)
 (9) 程一分…脱「程一分」を補(伴)
 (10) 署…「暑」(底・葉・東)
 (11) 印…「官」(紅・東・伴)
 (12) 過…「遇」(東)
 (13) 定…「官」「定」と傍訂(東、「完」「定」と傍書)(伴)
 (14) 并…下に「大」あり(紅・伴)、細字とす(東)
 (15) 俸…脱(東)
 (16) 〈云々〉…「云」(紅・伴・大)

補注

校訂註(1)について、底は「誤」、他の写本は多く「説」としている。しかし、①「誤」や「説」では文意が通じないこと、②この部分の淵源と考えられる仮寧令13外官任訖条が「訖」とすること、③伴の傍書も「訖」とすること、などにより、ここでは「訖」と翻刻した。

【書き下し】

一、交替の程限の事

外官任じ訖らば、仮⁽¹⁾を給ひ装束す。近国は廿日、中国は卅日、遠国は卅日。装束の行程を除くの外、百廿日を限と為す。分⁽²⁾かちて六分と為し、四分は付領の期⁽⁴⁾、一分は所執の程⁽⁵⁾、一分は繕写署印の限と為す。分付・受領、其の定限を過ぐれば、見任を解却し、并せて俸料を奪ふと〈云々〉。

【註】

(1) 交替の程限 交替政の期限。一二〇日を上限とする。令文には規定がなく、天平宝字二年(七五八)に至りはじめて定められた。

【内容と解釈】 参照。

(2) 仮 外官が任国に赴くための準備期間のことで、「装束仮」と称する。仮寧令13外官任訖条に、本条と同じく近国二〇日・中国三〇日・遠国四〇日と規定されている。

(3) 分かちて六分と為し 交替の程限である一二〇日を六等分するということ。つまり一分は二〇日となる。

(4) 付領の期 付領は分付・受領の略で、広義には交替政全般を意味するが、ここではそのうち帳簿(公文)と実物とを突き合わせ、勘会する作業を指す。期限は四分〃八〇日とされる。

(5) 所執の程 所執は「所執の甄録(けんろく)」とも言い、官物・官舎の無実などに対して前司・新司それぞれが自身の言い分(＝所執)を主張し、またそれを不与解由状につぶさに記録する(＝甄録)こと。期限は一分〃二〇日である。

(6) 繕写署印の限 不与解由状の清書・捺印など、交替政の最終完了のための期間。その期限は所執の程と同じく一分〃二〇日とされる。

【内容と解釈】

本条は、広義の交替政を構成する種々の段階、およびそれぞれの期限を規定するものである。また、その期限を過ぎても交替政が完了しない場合は見任を解き、俸料を奪うという罰則も付記する。

本条に記される種々の規定は特定の時点で一斉に成立したのではな

く、段階的に整備されたものである。まず装束仮については、養老仮
寧令13外官任詔条に本条と同様の規定が見え、おそらく大宝令も同内
容であっただろう。ただし『延喜交替式』十条は遠国を六〇日とし相
違するが（近国二〇日・中国三〇日は一致）、その理由は不明である。

つづいて装束仮を除く交替政の期限を二〇日とすることであるが、
こちらは令文に規定がなく、天平宝字二年（七五八）に至りはじめて
定められた（『統紀』九月丁丑条）。そしてこの規定は、本条に見える
罰則を付加した上で延暦十七年（七九八）四月七日太政官符として再
発布され、またその官符が『延暦交替式』に収録されている。した
がって、本規定は遅くとも延暦末年には定着したと見てよいであろう。

最後に、交替政を付領・所執（の甄録）・繕写署印の三段階に分割
すること、およびそれぞれの期限であるが、こちらはまず大同二年
（八〇七）四月六日官符により前司・新司が互いの言い分を不与解由
状に記載・共署すべきことが定められ、所執の甄録の体裁が整えられ
た（『三代格』卷五）。さらに寛平七年（八九五）に至り、付領・所
執・繕写署印それぞれの期限が定められたが、それは本条と同じく、
付領が四分〃八〇日、所執・繕写署印がともに一分〃二〇日である
（『三代格』卷五・同年七月十一日官符）。

以上のように、本条に見える種々の期限規定は九世紀末までに段階
的に成立したものであり、それは『延喜交替式』に集大成される。特
に十・十二・十三条は本条とほぼ同一の規定であり、また十一条には
任用国司の交替期限が、十四条には前司・新司が病気にかかった場合
の指示が存し、本条よりも詳細な内容を有している。加えて四一〜四
三・四五条の不与解由状に関する種々の規定も、本条に密接に関わる

ものである。

ただしこのことは、本条が延喜二年（九二二）撰進の『延喜交替
式』の規定をほぼ引き写した内容であることを意味しており、撰
期・院政期においてどれほどの実効性を保っていたか、やや疑わしい
面もある。前司卒去による交替に関してはあるが、十世紀後半以降、
交替手続やその監查体制が漸次弛緩し形骸化していったことが佐々木
恵介氏により明らかにされており、一般の交替政も同様の傾向を有し
ていたものと推測される。

なお、本条に期限が規定される所執の甄録であるが、これはいわゆ
る上野国交替実録帳に実例が見出される（本帳が実際には交替実録帳
ではなく不与解由状の案文であること、またそこに記される所執の甄
録は勘陳問答の具体相などについては、②文書の註⁽³⁾参照）。そして、
本帳には年号や前司の名前を書き換えた様子が認められるが、これは
不与解由状の作成に際して前回以前の不与状がそのまま書きとして
使用されたことを意味しており、ひいては所執の甄録自体が形式化し
ていたことを物語っている。ここにも、十一世紀前半における交替
政弛緩の様相の一端が垣間見られるのである。

【関連史料】

仮寧令13外官任詔条、『統紀』天平宝字二年九月丁丑条、『延暦交替
式』延暦十七年四月七日官符、『三代格』卷五・大同二年四月六日官
符、同寛平七年七月十一日官符、『延喜交替式』、上野国交替実録帳
（『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九）

【参考文献】

阿部猛「国司の交替」(『平安貴族社会』同成社、二〇〇九、初出一九七六)、佐々木恵介「撰闕期における国司交替制度の一側面」(『日本歴史』四九〇、一九八九)、早川庄八「交替式の基礎的研究」(『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七、初出一九六八)、福井俊彦「交替式の研究」(吉川弘文館、一九七八)、前沢和之「上野国交替実録帳」にみる地方政治」(『群馬県史』通史編二・原始古代二、一九九一)

(山本 祥隆)

◇第二十条

一、擇吉日可度雜公文由牒送前司事

所謂前々司任終年四度公文土代、交替廻日記、前司任中四度公文土代、僧尼度縁戒牒、國印、倉印、文印、驛鈴、鈎匙、鐵尺、田圖、戸籍、詔書、勅符、官符、省符、譜第圖、風俗記文、代々勘判、封符、代々不与状、實録帳案、交替日記(税帳、大帳、租帳、出拳帳、調帳、官符長案、地子帳等合文、諸郡収納帳案等也)。自餘公帳、隨國例可。次巡檢諸郡糶塩穀類及雜官舎、五行器等。若有不動穀者、依丈尺高勘之。其動用穀者、簸棄土石以実受領。次勘官舎(神社、学校、孔子庙堂并祭器、國廳院、共郡庫院、驛館、厨家及諸郡院、別院、驛家、佛像、國分二寺堂塔、經論等)。

【校訂註】

- (1) 雜…「雉」(東)
 (2) 送…「送」「送」と傍書(葉)、「逗」「送歟」と傍書(史・豊)

- (3) 々…「々」「之」と傍書(伴)
 (4) 土…「出」(紅)、「出」「土」と傍書(伴)
 (5) 土…「出」(紅)、「出」「土」と傍書(伴)
 (6) 印…「官」(紅・東)、「官」(「印」と傍書)(伴)
 (7) 印…「官」(紅・東)、「官」(「印」と傍書)(伴)
 (8) 印…「官」(紅・東)、「官」(「印」と傍書)(伴)
 (9) 鈎…「鈎」(伴)
 (10) 匙…「匙」(葉・東)、「匙」(「匙」と傍書)(伴)
 (11) 鐵…「鉄」(「鉄」と傍書)(伴)
 (12) 田…「由」(「田」と傍書)(伴)
 (13) 第…「前」(底・葉・豊)、「前」(「若」(一本)と傍書)(史)、「若」(紅・東)、「若」(「第」と傍書)(伴)
 (14) 封…「對」(紅・東)、「對」「封」と傍書し、それを「對」と傍訂(伴)
 (15) 与…「与」(「與」と傍書)(伴)
 (16) 案…「實」(「案」と傍書し、さらに「實」と傍書)(伴)
 (17) 租…「租」(紅・東)、「租」「租」と傍書(伴)
 (18) 長…「帳」(史・豊・大)
 (19) 案…「安」(上に「其」を補い、「案」と傍訂)(伴)
 (20) 合…「令」(紅)、「令」「合」と傍書(伴)
 (21) 可…「耳」(史・豊・紅・東・大)、「耳」「耳」と傍訂(伴)
 (22) 糶…脱「糶」を補(伴)
 (23) 不…「未」(「不」と傍書)(伴)
 (24) 穀…脱「穀」を補(伴)
 (25) 丈…「大」(「丈イ」と傍書)(史)、「大」(豊)

(26) 高…「高」〔商「一本」〕と傍書〔史〕、「高」〔商〕と傍書

(伴)、「商」(大)

(27) 勤…「勤」(底・史・豊)、「勤」(紅・東)、「勤」〔動〕と傍書

(伴)

(28) 学校…「受校」(底・葉)、「受」〔「学校イ」〕と傍訂〔史〕、「受」

(豊)

(29) 堂…「壹」〔「堂イ」〕と傍書〔史〕、「壹」(豊)、「當」〔「堂」〕と傍

書〔伴〕

(30) 祭器…「奈」〔「祭器イ」〕と傍書〔史〕、「祭」(豊)

(31) 院…「騎」〔「院」〕と傍書〔伴〕

(32) 驛…「騎」(底・葉・史・豊・紅)、「脱」〔「驛」を補〕〔伴〕

(33) 寺…「等」〔「寺」〕と傍訂〔伴〕

【書き下し】

一、吉日を択び雑公文を度すべき由を前司に牒し送る事

所謂前々司任終年の四度公文の土代、交替廻日記、前司任中の四度

公文の土代、僧尼の度縁戒牒、国印、倉印、文印、駄鈴、鈎匙、鉄

尺、田図、戸籍、詔書、勅符、官符、省符、譜第図、風俗の記文、

代々の勘判、封符、代々の不与状、実録帳案、交替日記〔税帳、大

帳、租帳、出挙帳、調帳、官符長案、地子帳等の合文、諸郡収納帳

案等なり〕。自余の公帳、国例に随ふは可なり。次で諸郡の糶塩穀

類及び雑官舎、五行器等を巡検す。若し不動穀有らば、丈尺の高さ

に依りて之を勘す。其れ動用穀は、土石を簸棄し実を以て受領す。

次で官舎を勘す〔神社、学校、孔子廟堂并せて祭器、国庁院、共郡

庫院、駅館、厨家及び諸郡院、別院、駅家、仏像、国分二寺の堂塔、

経論等なり〕。

【註】

(1) 前々司任終年 寛平二年(八九〇)に国司の調庸貢納に対する責

任は前司任終年分と当任三年分という任終年制が成立した(北條

秀樹「文書行政より見たる国司受領化」『日本古代国家の地方支

配』吉川弘文館、二〇〇〇、初出一九七五)。前々司任終年の貢

納は前司の責任であったため、その年の四度公文の土代も前司か

ら引き継ぐ書類としてあげられているのであろう。

(2) 四度公文の土代 大帳・調帳・正税帳・朝集帳という四度公文の、

国府に保管された案のこと。八〜九世紀には国司は国内の行財政

を報告するため、毎年四度公文を持参し上京することになってい

た。

(3) 交替廻日記 国司の交替において、国内の文物を実検した際に記

録された文書。後出の交替日記も同様の記録と思われる。これら

の記録は分付受領の際の重要な情報となった。『北山抄』卷十吏

途指南の不与状事の項には、前後司間の交替政で問題が発生した

際に所司(勘解由使)に提出される副進文書の一つとして「交替

廻日記」があげられ、また上野国交替実録帳には「長和三年交替

日記云、天延三年七月一日遭大風顛倒無実」といった形でみえる。

延喜十年(九一〇)頃の越中国司の交替において正倉に収納され

た穀類を検定した際に作成されたとされる越中国官倉納穀交替帳

(平・二〇四)もこのような交替記録の一つであらう。

(4) 僧尼の度縁戒牒 得度の際に僧尼に発行される公験を度縁(度

牒)、受戒の際に発行される公験を戒牒という。これらは僧尼自

身に与えられるものであるから、ここで引継ぎ項目としてあげられていた度縁と戒牒は、それらの写しであろう。国内の僧尼の公験は国司が管理していたと考えられる。特に国分寺・国分尼寺の僧尼に関しては、承和十一年（八四四）十一月十五日官符（『三代格』卷三）によりその度縁戒牒を国庫に収め、僧尼が死亡した際には太政官に進上することとなった。

(5) **国印、倉印、文印** 国印は国府の印。第十一条・第十七条参照。

倉印は正倉の印で、諸国には一面ずつ正倉印があったとされる（岸俊男「倉印管見」『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三、初出一九六七）。当初は正倉に関わる文書に捺された印であったと考えられるが詳細は未詳。佐藤泰弘氏は、平安時代中期の倉印は在国しない受領が携帯する印章で、国印の代用として使用されたとする（倉印と受領の執印）『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九六。文印については未詳。『山槐記』元暦元年（一一八四）八月二十日の大嘗会の記事に「悠主基各文印一面」と見えるが、これは大嘗会行事所の文書に捺すための印であり、本条の文印とは別物と考えるべきであろう。

(6) **駅鈴** 駅使が乗用を許された駅馬の匹数を刻んだ鈴。公式令43諸国給鈴条によると、大宰府に二十口、三関国・陸奥国に四口、大上国に三口、中下国に二口の駅鈴が配置されていた。

(7) **鈎匙** 正倉のカギ。不動倉のカギは中央に進上することになっていた（『延喜交替式』六五条）ので、ここでは動用倉などそれぞれ外のカギを指す。

(8) **鉄尺** 曲尺。直角に曲がった物指し。

(9) **田図** 班年ごとに行われる班田収授の結果を、地図の形で示した

もの。文書の形で示した田籍とともに、国内の班田に関する根本

資料であった。田図は天平十四年（七四二）の班田から全国的に統一された様式に基づいて整備されるようになったと考えられ、

この天平十四年図と天平勝宝七年（七五五）・宝龜四年（七七三）・延暦五年（七八六）の各班田図は、「四証図」と称されるの公験となった。現存する班田図は、大和国添下郡京北四条班田

図（宝龜四年）など数点だけであるが、これらによると、班田図は条里制の条ごとに一卷とし、各巻にはその条に属する里の図が

巻首から順に配列されていたと考えられる（岸俊男「班田図と条里制」『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三、初出一九五九）。

養老公式令83文案条では、田に関する文案は永久保存とされていたが、弘仁十一年（八二〇）十二月二六日官符（『三代格』卷十

五）によって、田図は永久保存するが、畿内においては、田籍は四証田籍を除いて一班ののち廃棄し、七道諸国においては、田図のみを進上（田籍進上を停止）することとなった。本条において

田図のみがあげられ、田籍がみえないのはこのような経緯に基づくものと思われる。『延喜交替式』一三九―一四二条参照。

(10) **戸籍** 養老戸令22戸籍条によると、戸籍は三十年間保存し、また

庚午年籍は永久保存すると定められていた。

(11) **譜第図** 未詳。郡司など国内の有力豪族たちの家系を明らかにした系図の類か。

(12) **風俗の記文** 国内の地理や風俗をまとめた文書を指すか。『風土記』などもこれに含まれると思われる。第十五条には古老に国内の風俗を上申させることがみえる。

(13) **代々の勘判** 国司は任を終えて帰京した際に（不与）解由状を勘

解由使に提出しその審査をうけるが、勘判とはその結果を記した勘解由勘判のことを指す。新司は勘解由使に蓄積された以前の勘判を写し取り、それを任国に携行することで、国司交替の際の参考資料としたのであろう。その結果、国府には代々の勘判が蓄積されていったと思われる。第一条には新司は在京中に不与状を写し任国に携行することが示されており、勘判もこの不与状と同様に在京中に書写されたのであろう。

(14) **封符** 未詳。封戸に関する文書、もしくは正倉や印櫃などに国司がほどこす封に関わるものか。

(15) **代々の不与状** 代々の国司が作成した不与解由状（またはその写し）。第一条によると、新司は任国下向に際し京において不与状を書写していくことが示されており、これと国府に保管された代々の不与状とを照合することで交替手続きの参考とされたと考えられる。

(16) **実録帳案** 交替実録帳の案。交替実録帳は前司の死亡などによって通常の国司交替事務ができない時に、新司との事務引継ぎの際に作られた。京から派遣された検交替使と新司との間では検交替使帳、任用国司と新司との間では令任用分付実録帳が作成された（菊地礼子「令任用分付実録帳と交替実録帳」『古代文化』二七・四、一九七五）。

(17) **税帳、…等なり** 税帳以下割書となっているが、本来は割書ではなく、これ以前と同じ本文として続いていたと思われる。

(18) **官符長案** 京から通送されてきた官符を写して貼り継ぎ卷子としたもの。

(19) **五行器** 諸郡に保管されている一切の器物。儀制令17五行条に

「凡国郡皆造五行器」と、その古記に「仮令、金器・木器・水器・火器・土器也。郡院者、鉏鉞大斧小斧銚鎌鋸鑿之類。倉庫院者、長橋長杓木樽之類。厨院者、食器之類。」（『令集解』）とある。丈尺の…を勘ず 不動穀は不動倉の外見の大きさや高さを計って勘検するということ。

(21) **土石を…受領す** 動用穀は箕で振るって土石を取り除き、実質の穀だけを引き継ぐということ。

(22) **学校、孔子廟堂并せて祭器** 学校は国学の校舎。孔子廟堂と祭器に関しては、学令3積奠条に国学で毎年二月と八月の上丁日に孔子を祭る積奠を行うことが規定されている。

(23) **共郡庫院** 郡庫院は各郡に設置された器物などを保管する庫群を指す。「共」の意味は未詳。あるいは「并」の誤りか。

(24) **駅館** 未詳。国府や各郡家に設けられた乗馬のための施設、もしくは客館や宿館に類するような宿泊施設か。

(25) **別院** 郡家別院のことか。各郡内の行政を担当する官衙は郡家だけでなく、郡の領域内にくつかの出入機関が置かれていたと考えられており、その出入機関が本条の別院にあたるとの見解がある（山中敏史「郡衙の出入機関」『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四、初出一九八八）。

(26) **駅家** 底本以下多くの写本で「騎家」としており、いわゆる駅馬の施設である駅家ではなく、馬一般に関わる何らかの施設を指す可能性もある。

【内容と解釈】

本条は前司と新司との間での分付受領の手順を示したものである。

事書は新司が吉日を選んで公文などを分付受領する旨を前司に通知する事となっているが、本文はその通知後実際に前司から新司に引き継がれる文書・器物などが列挙されている。次に国内諸郡の穀類や雑官舎、器物などを巡検し、続いて国府や郡家に所在する官舎などの勘検を行うこととされた。

十一世紀前半に作成された上野国交替実録帳は新司から前司に渡される不与解由状の草案であるとされるが、その内容は新司が上野国に所在するはずの官舎・器物・文書などの無実（現存するものも一部記されている）を指摘し、それに対して前司が弁明をおこなう勘陳問答の形をとっている。つまりこれを参考にすると、当時の国司の交替においてどのような項目が引継ぎ対象となっていたかを読み取ることができる。

そこで上野国交替実録帳の現存部分で取り上げられている項目を列挙すると「式数正税公廩雑稻加挙本額等」・「年年交替欠穀穎白塩」・「神社并学校院廟像礼服祭器雑物」・「国分二寺諸定額寺仏像経論資財雑具堂塔雑舎并府院諸郡官舎」・「国庫納仏経僧尼度縁戒牒」・「田園戸籍」となる。これと本条を比較すると、ほとんどの項目が一致するところがわかる。国によって多少の差異はあろうが、おおよそ本条に示されたような項目が実際に諸国においても引継ぎ対象となっていたとしてよいであろう。

しかしこの上野国交替実録帳からもわかるように、平安時代中期以降諸国の官舎や器物はその無実化が進行していた。そのような状態のなか本条にあるように新司が自ら国内を巡検したかは疑わしく、『時範記』においても国内巡検の様子は看取できない。当時の国司の交替政では、文書上だけで官舎や器物などの引継ぎをし、実物の勘検まで

は行わなかったというのが実情であろう。

【関連史料】

『延喜交替式』、上野国交替実録帳（『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九）、越中国官倉納穀交替帳（平・二〇四）、『北山抄』卷十吏途指南

【参考文献】

阿部猛「国司の交替」（『平安貴族社会』同成社、二〇〇九、初出一九七六）、前沢和之「上野国交替実録帳」にみる地方政治」（『群馬県史』通史編二・原始古代二、一九九一）、村井康彦『平安貴族の世界』（徳間書店、一九六八）

（吉松 大志）

◇第二一条

⁽¹⁾、可造國內官物相折帳事

國司到任之日、勘定公文・官物之後、必先⁽²⁾勘知官帳之物与國內物之⁽³⁾欠剩。若國內有剩、放還前司。

【校訂註】

- (1) 一…脱（伴）
- (2) 必…「女」（東）
- (3) 先…「元」（紅）、「元」「先」と傍書（伴）

【書き下し】

一、国内官物の相折帳を造るべき事¹⁾

国司任に到るの日、公文・官物を勘定するの後、必ず先づ官帳の物と国内の物との欠剰を勘知す。若し国内に剰有らば、前司を放還す。

【註】

- (1) 相折帳 正税帳などの官帳と実物の有無の対応を記した帳簿のこと。『三代格』卷十七・貞観九年（八六七）五月八日官符に大帳について「以彼年帳、相折今年帳」とあるように、「相折」には二者を対照・比較するという意味がある。また『北山抄』卷十吏途指南の古今定功過例・紀伊守景理の項には「未交替人、何知官物之相折乎」とあり、実際に国司交替の時には官物の「相折」がなされていたことが知られる。

- (2) 官帳 国内に所在する器物について記したさまざまな帳簿を指すか。例えば穀類であれば、第二十条で前司から新司に引き継がれる「税帳」や「諸郡収納帳案」などがそれにあたると思われる。

【内容と解釈】

本条では、前司と新司の間で第二十条に示された公文や官物などの分付受領が完了した後にすべきこととして、受領した帳簿の記載と国内に所在する実物との照合があげられている。照合の際には相折帳という専用の帳簿を作成し、厳密を期すように求められた。そして照合の結果、もし実物に不足がなければ前司は放還され、新司から前司に解由状が渡されることとなった（本任放還）。しかし実際には平安時代中期以降、国内施設や正税などの無実化が進み、官帳と比較して実物に余剰がある状況はほぼ皆無となっていた。そこで解由状は与えら

れないが、無実の責任は前司にはないことを証明する不与解由状もつばら発給されるようになった。上野国交替実録帳はこの不与解由状の草案とされており、前司と新司の間で国内施設や官物の無実の現状をめぐって勘陳問答が繰り返されている。これには本条でいう「相折帳」のような帳簿の存在は確認できないが、穀類・官舎・田戸戸籍など、一つ一つの項目ごとに厳しいチェックがなされている様子が見てとれる。

【関連史料】

上野国交替実録帳（『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九）、『北山抄』卷十吏途指南

【参考文献】

阿部猛「国司の交替」（『平安貴族社会』同成社、二〇〇九、初出一九七六）、阿部猛編『北山抄注解 卷十吏途指南』（東京堂出版、一九九六）、村井康彦『平安貴族の世界』（徳間書店、一九六八）

（吉松 大志）

◇第二二条

一、可限内必与不事¹⁾²⁾

限内相定与不、可言上之由、前格後符厳誠分明（云々）³⁾

【校訂註】

- (1) 必…下に「定」を補（伴）、下に「定」あり（大）
(2) 事…「官」（紅）、「官」「事」と傍訂（伴）

- (3) 格…「恪」(葉・紅・東)、「恪」〔格〕と傍書(伴)
 (4) 誠…「試」(底・葉・紅・東・大)、「威」(史・豊)、「試」〔誠〕と傍書(伴)

【書き下し】

一、限内に必ず与不すべき事
 限内に与不を相定め、言上すべきの由、前格後符に厳誠分明なりと
 (云々)。

【註】

- (1) 限内 天平宝字二年(七五八)には交替の遲滞を防ぐため、任符到着後一二〇日以内に交替すべきこと、その期限を過ぎる場合は太政官に上申することが定められた(『統紀』九月丁丑条)。この交替期限一二〇日は、第十九条にも継承されている。
 (2) 与不 前司に解由状を与えるか否かということ。解由状は第二十・二一条のような各公文と現物との照合検査の結果、官物の欠負未納や諸施設の無実・破損がなければ前司に与えられる。なお、解由状の初見は『延暦交替式』天平五年(七三三)四月五日式部省符に「交替官人付解由状事」とあるものである。
 (3) 前格後…明なり 慣用表現であり、類似する表現として『要略』卷五一・天曆元年(九四七)閏七月二三日官符に「前格後符炯誠重畳」、上野国交替実録帳に「前格後符灼誠重畳」とある。諸写本の「試」や「威」は「誠」の誤写であろう。

【内容と解釈】

交替の期限内に、前司に解由状を与えるか否かを決定し、その結果を中央に報告すべきことを記している。

交替政の期限は天平宝字二年に一二〇日と決められたものの、実際には遅延するケースも多かった。これは、官物の欠負未納をめぐって前司と新司との間で抗争が長引き、新司が前司に解由状を与えないためである。そうした状況を受け、延暦年間以降、勘解由使の設置や不与解由状の出現といった交替制度の整備・再編が進む。

不与解由状は、新司が前司に解由状を与えない理由を記し、上申するものである。従来、その成立は『延暦交替式』延暦十九年(八〇〇)九月十二日官符に「不与解由之状」とあるものとされていた。

ところが、吉岡眞之氏はこれが前司に解由状を与えないという新司の一方的な主張を上申する文書であり、後に確立する不与解由状とは異なることを指摘した(「不与解由状と勘解由使」『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七八)。不与解由状には、交替期間中の「所執之程」に交わした前司・新司両者の主張が併記され、「繕写署印」すなわち清書・加署が施された(第十九条参照)。つまり、前司・新司の争点を列記することで、勘解由使勘判において的確な裁定を下すための基本資料となるのであり、このような不与解由状は大同年(八〇七)に確立したとされている(『三代格』卷五・同年四月六日官符)。

また、九世紀には解由状に式解由・式代解由・己分解由・会赦解由の四種が生まれた。『群載』卷二六には、これらの解由・不与解由状を与える旨を言上する文書が掲載されている。これにより、当任期間中の未納のみ補填すれば解由状を与えられるようになった(梅村喬「勘会制の変質と解由制の展開」『日本古代財政組織の研究』吉川弘文

館、一九八九、初出一九七四)。

本条は期限内に解由状を与えるか否かの決定について述べているが、実際には解由状か不与解由状かの選択である。そして、当時の実態としては、不与解由状を与える場合がほとんどであった。

なお、解由状の書式は延喜式部式上164解由条に、不与解由状の実例は上野国交替実録帳や『群載』巻二六・勘解由使続文所引の相模国解文にうかがえる。

【関連史料】

延喜式部式上164解由条、上野国交替実録帳(『群馬県史』資料編四・原始古代四、平・四六〇九)、長元元年五月五日土佐国司解、長元三年十月五日土佐国司解、元永三年十一月二日因幡国司解、天徳三年周防国司解、勘解由使続文(以上『群載』巻二六)

【参考文献】

長山泰孝「勘解由使設置の意義」(『律令負担体系の研究』塙書房、一九七六、初出一九六二)、村井康彦『平安貴族の世界』(徳間書店、一九六八)、阿部猛「国司の交替」(『平安貴族社会』同成社、二〇〇九、初出一九七六)、福井俊彦『交替式の研究』(吉川弘文館、一九七八)、吉岡眞之「不与解由状と勘解由使」(『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館、一九九四、初出一九七八)

(宮川 麻紀)

◇第二三条

一、可句納七日事

八月上中旬少徴⁽¹⁾、下旬・九月上旬少増⁽²⁾、中下旬・十月上中下旬多徴⁽³⁾、随句上下、々起請符。若有其勤之郡者、抽加恩賞之勞⁽⁴⁾。至于不勤者、可處譴責⁽⁵⁾。但隨國有風土俗之例、可行無公私損之法⁽⁶⁾。

【校訂註】

- (1) 徴…「徴」(史・豊・紅・伴・大)
- (2) 増…「謂」(紅)、「謂」(増)と傍書(伴)
- (3) 徴…「徴」(史・豊・紅・伴・大)
- (4) 其…脱(史・豊)
- (5) 抽…下に「加」を補(伴)
- (6) 加恩…「賀」(「加恩歟」と傍書)(底)、「賀」(葉・史・豊・紅・東)、「賀」(「恩」と傍書)(伴)
- (7) 之勞…「之」を抹消し、「勞」の下に「之」を補(伴)、「勞之」(大)
- (8) 譴…「譴」(紅)、「繼」(「譴」と傍書)(伴)
- (9) 有…「有」(「古歟」と傍書)(葉・東)、「有」(「土歟」「古イ」と傍書)(史)、「有」(上に「土歟」と補)(豊)、「古」(紅・伴・大)
- (10) 土…「出」(紅)、「出」(「土」と傍書)(伴)

【書き下し】

一、句納は七日とすべき事

八月上中旬は少し徴り、下旬・九月上旬は少し増し、中下旬・十月上中旬は多く徴る。句に随ひ上下し、起請符を下す。若し其の勤むるの郡有らば、抽びて恩賞の勞を加ふ。勤めざるに至りては、譴

責に処すべし。但し国の風土俗の例有るに随ひ、公私の損無きの法を行ふべし。

【註】

(1) 旬納 尾張国郡司百姓等解第十四条に「旬法符」とあるものと関連する。阿部猛氏は旬法について、貢納を一定の日数をおいて分割徴収する規定としている（『尾張国解文の研究』大原新生社、一九七二）。

(2) 起請符 起請には元来、発議・申請の意があり、下からの上申・上奏をそのように呼んだが、九世紀頃には上から下される制規・制誡・禁制の意に転じた。そしてさらには、それらの履行を誓約する意が生じ、自己の行為を神仏に誓約するいわゆる「起請文」へとつながっていく。本条の「起請符」は、郡に対して旬納の額を下達する国符である。このような「起請」に関連する史料として、『時範記』三月二日・三日条が挙げられる。ここでは、新任国司として赴任した因幡守平時範に対して、諸郡司等が「一把半利田」、すなわち田地の一分五分を控除する旨の請文を提出している。そして、それを受けて時範は、宇倍宮（因幡国一宮）で誓約している。また、⑭文書によれば、新任国司が在庁官人に対して、官物賦課対象となる「起請田」の報告を命じている。このように、国司が賦課額を郡司等に命じ、請け負わせることが「起請」であった。

【内容と解釈】

八月上中旬は少量徴収し、八月下旬・九月上旬は徴収量を少し増加

し、九月中下旬・十月上中旬は多量に徴収すること、徴収にあたり起請符を下すこと、努力して成果を上げている郡には褒賞し、そうでない郡は譴責すること、ただし国により風土や慣習に違いがあれば、公私に損がない方を行うべきことを記している。時期や内容から考えて、稲の徴収に関するものであろう。

本条が述べる旬納とはどのような徴収方法を指すのか、史料上の制約から詳細は不明である。先述した阿部氏の説のように分割徴収であるとすれば、本条は徐々に増量しながら分割徴収していくべきことを述べているとも捉えられる。

しかし一方で、関連史料である尾張国郡司百姓等解第十四条に対する阿部氏の解釈には再考の余地もあり、旬法も旬納も分割徴収でない可能性がある。本条では、国が諸郡に対して各旬の徴収額を記した起請符を下し、褒賞あるいは譴責によって諸郡の徴収を促すこととしている。したがって、ここでは国司が諸郡からの徴収を確実にを行うための工夫が記されていると言えよう。そのように考えると、八月上旬以降の徴収額が徐々に高く設定されているのは、徴納が遅れるほどに徴収量を多くすることで、諸郡の徴収をより早くより確実にしようとする方策であったとも読める。

いずれにしても、「旬納七日」の意味がとりづらいが、各旬のうち七のつく日、すなわち七・十七・二十七日に徴納すべきことを言うのであろうか。

なお、本条にも国ごとの風土や慣習に従ってよいとの文言が見えるが、稲には多様な品種が存在しており（平川南「種子札と古代の稲作」『古代地方木簡の研究』吉川弘文館、二〇〇三、初出一九九九）、気候や風土もあいまって、収穫期や収量が土地ごとに異なっていたと

考えられる。

(宮川 麻紀)

【時範記との対応】

○承徳三年（一〇九九）三月二日条

諸郡司等出一把半利田請文。

○三月三日条

未剋詣宇倍宮奉幣令読告文、件文載利田起請之趣。

【関連史料】

尾張国郡司百姓等解第十四条（『愛知県史』資料編七・古代二）、^⑭文書

【参考文献】

阿部猛『尾張国解文の研究』（大原新生社、一九七二）、土田直鎮「国司の任国下向と総社」（『古代の武蔵を読む』吉川弘文館、一九九四）、網野善彦「荘園公領制の形成と構造」（『網野善彦著作集』三、岩波書店、二〇〇八、初出一九七三）、佐藤泰弘「国の検田」（『日本中世の黎明』京都大学学術出版会、二〇〇一、初出一九九二）、正木喜三郎「起請田に見る租税請負制」（『大宰府領の研究』文献出版、一九九一、初出一九六〇）、保立道久「中世初期の国家と庄園制」（『日本史研究』三六七、一九九三）、入間田宣夫「起請文の成立」（『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会、一九八六、初出一九八五）、早川庄八「起請管見」（『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館、一九九七、初出一九八九）、東野治之「令集解」に引かれた奈良時代の請事・起請」（『日本古代史料学』岩波書店、二〇〇五、初出一九七四）